

**非居住者に係る金融口座情報の  
自動的交換のための報告制度  
(FAQ)**

**平成 28 年 7 月**  
**(平成 30 年 2 月最終改訂)**  
**国 税 庁**

## 用語の意義

このFAQにおいて使用している法令の省略名称と正式名称は、次のとおりです。

省略名称	正式名称
実特法	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）をいいます。
実特令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第335号）をいいます。
実特規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省、自治省令第1号）をいいます。
平成28年改正実特規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（平成28年総務省、財務省令第3号）
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をいいます。
犯罪収益移転防止法施行規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）をいいます。

## 改訂履歴

発行時期	改訂内容
平成28年7月	・ 初版発行
平成29年3月	・ Q9について、「各国の納税者番号制度に関する情報一覧表」の追加等、一部を改訂しました。 ・ 下記の項番の設問を新たに追加しました。 Q7、Q8、Q19、Q44、Q45
平成29年9月	・ 全体を通して、より分かりやすい内容のものとするために、下記の項番に文言の修正・追加・削除等を行いました。 Q1、Q2、Q3、Q4、Q5、Q7、Q8、Q9、Q10、Q12、Q13、Q14、Q16、Q17、Q18、Q19、Q20、Q21、Q22、Q23、Q24、Q25、Q26、Q27、Q28、Q30、Q31、Q32、Q33、Q34、Q35、Q36、Q37、Q38、Q39、Q40、Q41、Q43、Q45、Q46、Q47、Q48

平成 30 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"><li>• 下記の項番の設問を新たに追加しました。 Q49、Q50</li><li>• 下記の項番に文言の修正・追加・削除等を行いました。 Q 1、Q 2、Q10、Q34、Q37、Q38、Q39、Q45、Q46</li></ul>
-------------	---

## 目次

1	非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要	1
Q 1	非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が導入された経緯について教えてください。	1
Q 2	租税条約等に基づく税務当局間の情報交換の概要について教えてください。	2
Q 3	OECD で策定された「共通報告基準 (CRS)」の概要について教えてください。	2
Q 4	金融機関による金融口座情報の報告に関して、共通報告基準と FATCA で相違する点はありますか。	3
Q 5	非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要について教えてください。	4
2	居住地国等の特定手続	9
(1)	新規特定取引を行う者による新規届出書の提出手続	9
Q 6	特定対象者の居住地国が報告対象国以外 (例: 日本) である場合、新規届出書を提出する必要がありますか。	9
Q 7	国・地方公共団体が新規特定取引を行う場合、新規届出書を提出する必要がありますか。	9
Q 8	国・地方公共団体が差押債権の取立てを行う場合、新規届出書を提出する必要がありますか。	9
Q 9	報告金融機関等は、新規届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。	10
Q 10	新規特定取引を行う者による新規届出書の提出の免除に関する特例は、同一の報告金融機関等の異なる営業所等に新規届出書等を提出していた場合にも適用されますか。	10
(2)	報告金融機関等による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続	11
	【個人既存特定取引】	
Q 11	個人既存低額/高額特定取引契約者につき、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す住所等所在地国情報のみがあった場合、当該報告対象国以外の国又は地域を特定する必要がありますか。	11
Q 12	個人既存低額/高額特定取引契約者につき、複数の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す住所等所在地国情報があった場合、当該複数の国又は地域を全て特定する必要がありますか。	12

- Q13 個人既存低額/高額特定取引契約者につき、特定取引データベース検索等を行った結果、その者に係るいずれの住所等所在地国情報もなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合、更に何らかの手続を行う必要がありますか。..... 12
- Q14 個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する場合、特定業務担当者からの聴取を行うこととされています。この特定業務担当者について教えてください。..... 13
- Q15 個人既存低額特定取引契約者について、個人既存高額特定取引契約者に係る特定手続を適用した場合、特定期限も変更されるのでしょうか。..... 13
- Q16 居住地住所テストは、証拠書類の取得年月日をシステムや帳簿上で管理していない限り、採用することはできないのでしょうか。..... 14

**【法人既存特定取引】**

- Q17 法人既存特定取引契約者につき、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す本店所在地国情報のみがあった場合、当該報告対象国以外の国又は地域を特定する必要がありますか。..... 15
- Q18 法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録による確認を行った結果、その者に係る本店所在地国情報がなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合、更に何らかの手続を行う必要がありますか。..... 16
- Q19 国・地方公共団体について、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続を実施する必要がありますか。..... 16
- Q20 法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が 2,500 万円以下である場合に、任意にその者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定し、報告することはできますか。..... 17

**【任意届出書の提出手続】**

- Q21 報告金融機関等は、任意届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。..... 17

- 3 居住地国等の再特定手続..... 20
- (1) 新規特定取引（既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を含みます。）に関する再特定手続 ..... 20
- Q22 異動届出書は、いつまでに提出する必要がありますか。..... 20
- Q23 報告金融機関等は、異動届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。..... 20

Q24	相続により報告対象契約に係る契約者の変更が発生した場合、報告金融機関等及び相続人は何らかの手続を行う必要がありますか。.....	21
(2)	既存特定取引（既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を除きます。）に関する再特定手続.....	21
Q25	報告金融機関等は、住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続をいつまでに行う必要がありますか。.....	21
Q26	住所等所在地国情報等に基づき、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を行いました。その後、特定期限までの間に住所等所在地国情報等を新たに取得した場合、住所等所在地国と認められる国又は地域を再度特定する必要がありますか。.....	22
4	居住地国等の特定手続及び再特定手続に共通するもの.....	23
Q27	外貨で表示されている特定取引契約資産額はどのような方法で邦貨に換算すればよいですか。.....	23
Q28	同一の者につき2以上の特定取引に係る特定取引契約資産額がある場合には合算することが必要とされていますが、平成28年12月31日における特定取引に係る特定取引契約資産額を合算すればよいですか。.....	23
Q29	現在のシステムでの対応が困難な場合、同一の者につき2以上の特定取引に係る特定取引契約資産額がある場合の合算を行うためにシステム開発を行う必要はありますか。.....	24
Q30	特定対象者の生年月日等を保有していない場合の報告金融機関等による情報取得努力義務につき、発行国の法令により納税者番号の提供が禁止されている場合は、生年月日のみを取得すればよいですか。.....	25
Q31	一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例は、個人・法人を問わず適用されますか。.....	25
Q32	一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例の適用がある場合、任意に住所等所在地国と認められる国又は地域を特定し、報告することはできますか。.....	26
5	報告金融機関等の報告事項の提供.....	27
Q33	報告対象契約以外の契約について、任意に報告事項を提供することはできますか。.....	27
Q34	報告対象契約及び報告対象国について教えてください。.....	27
Q35	特定手続を完了した旨や報告すべき取引がないことを報告する必要がありますか。.....	28

Q36	報告対象契約に係る報告事項の提供を行った場合、当該報告対象契約が終了するまでは、毎年報告を行う必要がありますか。.....	28
Q37	報告事項とされている「その年の12月31日における報告対象契約に係る資産の価額」と「その年の報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額」について教えてください。.....	29
Q38	個人既存低額特定取引契約者及び法人既存特定取引契約者について、特定期限は平成30年12月31日、初回の報告期限は平成31年4月30日とされています。平成29年12月31日までにその者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した場合、いつまでに報告を行う必要がありますか。.....	32
Q39	報告事項の提供方法について教えてください。.....	32
6	報告金融機関等による記録の作成及び保存.....	33
Q40	提出を受けた新規届出書等を保存することにより、記録の作成・保存とすることはできますか。.....	33
Q41	新規届出書等の提出を受けた後に異動届出書の提出を受けた場合、新規届出書等の提出を受けた際に作成し保存している記録を上書きしてもよいですか。....	33
7	罰則.....	34
Q42	新規届出書等を提出しなかった場合の罰則について教えてください。.....	34
8	その他（用語の意味等）.....	35
Q43	居住地国の判定について教えてください。.....	35
Q44	納税者番号について教えてください。.....	35
Q45	特定法人の範囲について教えてください。.....	36
Q46	実質的支配者とはどのような者かを教えてください。.....	37
Q47	新規届出書等を電磁的方法により提出することはできますか。.....	38
Q48	国税庁においてリーフレット等を作成していますか。.....	38
Q49	金融商品取引業者はいつから報告金融機関等に該当することとなりますか。.....	38
Q50	特定目的会社はいつから報告金融機関等に該当することとなりますか。.....	39

## 1 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要

Q 1 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が導入された経緯について教えてください。

(答)

- 2008年のUBS事件等を受けて、米国において、2010年3月、米国市民による外国の金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA: Foreign Account Tax Compliance Act)」が成立しました。このFATCAへの対応について2012年に欧州5か国が米国と合意したことを契機として、OECDは、税務当局間で非居住者の口座情報を提供し合う自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手しました。
- こうして策定された「共通報告基準 (CRS: Common Reporting Standard)」は、2014年1月にOECD租税委員会において承認され、同年2月にシドニーで行われたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において支持されるに至りました。
- さらに、2014年9月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年11月のG20首脳会議においてG20各国は、最終決定された共通報告基準を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することにコミットしました。2017年(平成29年)12月31日現在、わが国を含む102カ国・地域が、2018年(平成30年)末までにこの共通報告基準に従った自動的情報交換を開始することを表明しています。
- このような経緯を経て、各国は共通報告基準に従った自動的情報交換を実施するための国内法制を整備することとなりました。わが国においては、平成27年度税制改正により、この共通報告基準に従った自動的情報交換を実施する観点から、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が整備され、2017年(平成29年)から金融機関による対象口座の特定手続を行い、2018年(平成30年)に2017年(平成29年)分の報告を金融機関から受け、租税条約等に基づき、共通報告基準に従った税務当局間の自動的情報交換を開始することとなりました。



**Q 2 租税条約等に基づく税務当局間の情報交換の概要について教えてください。**

(答)

○ 経済取引のグローバル化が進展する中で、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有・運用の形態も国際化・複雑化・多様化しています。こうした中で租税の賦課徴収を確実に行うためには、国内で入手できる情報だけではなく、国外にある情報を適切に入手することが重要となっています。しかしながら、国外にある情報の入手は外国の主権（執行管轄権）により制約を受けます。このため、わが国を含め、各国の税務当局は租税条約等に基づき租税に関する情報を互いに提供する仕組み（情報交換）を設け、国際的な脱税及び租税回避に対処しています。わが国は、2017年（平成29年）12月31日現在、70の租税条約等を締結し、123か国・地域に適用されていますが、全ての租税条約等に情報交換に関する規定が定められています。

この租税条約等に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、及び③自動的情報交換の3つの形態があり、近年、わが国では、年間数十万件の情報交換を実施しています。

**Q 3 OECDで策定された「共通報告基準（CRS）」の概要について教えてください。**

(答)

○ 「共通報告基準」とは、自動的情報交換の対象となる非居住者の金融口座の特定方法や情報の範囲等を各国で共通化する国際基準であり、これを通用することにより、金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的としています。

「共通報告基準」の概要は、以下のとおりです。

イ 各国の税務当局は、それぞれ自国に所在する金融機関から非居住者（個人・法人等）に係る金融口座情報の報告を受け、非居住者の各居住地国の税務当局に対して年一回まとめて互いに提供することとされています。

（注） 共通報告基準に従った税務当局間の自動的情報交換は、実際には、税務当局間の合意に基づいて実施されることとなります。

非居住者の金融口座情報を報告する義務を負う金融機関（以下「報告金融機関等」といいます。）は、銀行等の預金機関（Depository Institution）、生命保険会社等の特定保険会社（Specified Insurance Company）、証券会社等の保管機関（Custodial Institution）及び信託等の投資事業体（Investment Entity）とされています。また、

報告の対象となる口座は、普通預金口座等の預金口座 (Depository Account)、貯蓄性の保険契約・年金保険契約 (Cash Value Insurance Contract, Annuity Contract)、証券口座等の保管口座 (Custodial Account) 及び信託受益権等の投資持分 (Equity Interest) とされ、報告の対象となる口座情報は、口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等とされています。

ロ 金融機関は、共通報告基準に定められた手続に従って、口座保有者の居住地国を特定し、報告すべき非居住者の口座を選別することとされています。具体的には、新規開設口座については金融機関が口座開設者から居住地国を聴取する方法等により居住地国を特定し、既存の口座については金融機関が口座保有者の住所等の記録から居住地国を特定する方法等により、報告すべき非居住者の口座の選別を行う必要があります。

**Q 4 金融機関による金融口座情報の報告に関して、共通報告基準と FATCA で相違する点がありますか。**

(答)

- Q 1 に記載のとおり、共通報告基準は OECD が策定したもので、共通報告基準に基づく自動的情報交換を実施するためには、各国の国内法においてその実施に必要となる規定の整備が必要であり、わが国も実特法を改正することにより対応しています。一方、FATCA は米国の国内法に基づき行われるものであり、わが国において、その実施のために特段の国内法の改正による対応は行われていません。
  
- すなわち、共通報告基準については日本の国内法 (実特法)、FATCA については米国の国内法に従い、金融機関は金融口座情報の報告を行うこととなります。この両者の相違点は様々ですが、例えば、共通報告基準上の報告対象金融口座は、非居住者・外国法人が保有する金融口座とされ、FATCA 上の報告対象金融口座は、米国人 (米国民・米国居住者・米国法人等) が保有する米国外金融口座とされています。

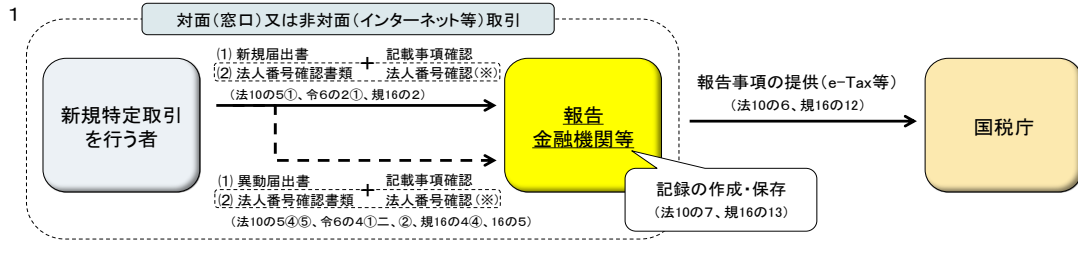
Q5 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要について教えてください。

(答)

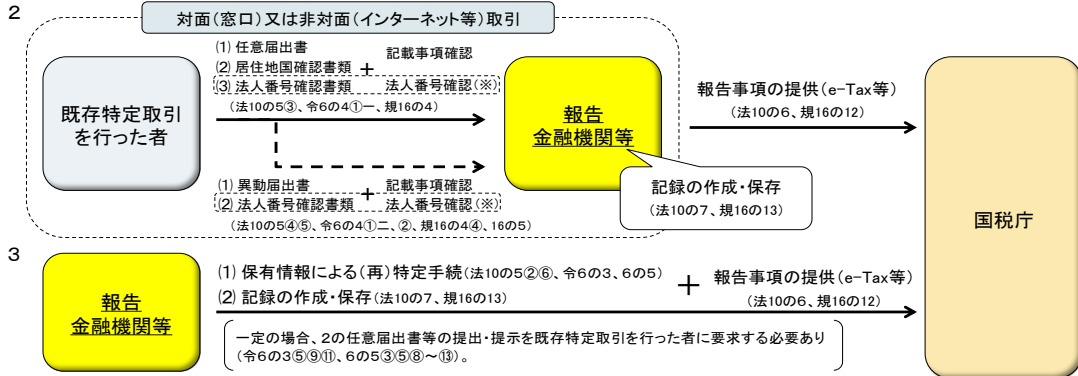
(イメージ図)

○ 以下は、本制度全体のフローを表したイメージ図です。

【新規特定取引】



【既存特定取引】



※ 一定の場合のみ、新規特定取引を行う者又は既存特定取引を行った者による法人番号確認書類の提示及び報告金融機関等による法人番号の確認が必要となります。

(注) この表において、「実特法」は「法」、「実特令」は「令」、「実特規」は「規」と記載しています。

(概要)

(新規届出書の提出及び記載事項の確認)

○ 平成 29 年 1 月 1 日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引(注1)を行う者は、特定対象者(注2)の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地図、外国の納税者番号などを記載した届出書(以下「新規届出書」といいます。)を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならないこととされています(実特法 10 の 5①前段、実特規 16 の 2①)。

(注1) 報告金融機関等との間で行われる、預金の預入れを内容とする契約の締結、保険契約の締結、信託の契約、社債等の振替を行うための口座の開設を受けることを内容とする契約、金銭又は有価証券の預託をすることを内容とする契約(デリバティ

ブ取引に係る契約を含む)、株式や社債等の取得による投資事業体との間の法律関係の成立などの取引をいいます(実特法10の5⑦三、実特令6の7、実特規16の8①・②)。

(注2) 特定取引を行う者をいいます。ただし、特定取引を行う者が特定法人(Q45を参照)であり、当該特定法人に係る実質的支配者がある場合は、当該実質的支配者も特定対象者となります。また、特定取引を行う者が特定組合員である場合には、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員が締結している組合契約によって成立する組合が特定対象者となります(実特法10の5①前段)。

○ 報告金融機関等の営業所等の長は、新規特定取引(平成29年1月1日以後に行われる特定取引をいいます。)を行う者から新規届出書の提出を受けたときは、当該新規届出書に記載されている事項がその特定取引を行う際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認しなければならないこととされています(実特法10の5①後段、実特規16の2③)。

○ 新規届出書の提出をする者が法人番号を有する内国法人である特定法人(Q45を参照)で、その実質的支配者の居住地国が外国である場合には、新規届出書を提出する際、報告金融機関等の営業所等の長に法人番号確認書類を提示しなければならないこととされています。そして、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該新規届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を提示された法人番号確認書類により確認しなければならないこととされています(実特令6の2①、実特規16の2④・⑤)。

#### (既存特定取引に関する特定手続)

○ 報告金融機関等は、既存特定取引(平成28年12月31日以前に行われた特定取引をいいます。)を行った者で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているもの(注1)につき、平成30年12月31日(注2)までに、所定の特定手続を実施した上、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならないこととされています(実特法10の5②本文、実特令6の3)。

(注1) 個人既存低額特定取引契約者及び個人既存高額特定取引契約者並びに法人既存特定取引契約者が該当します。なお、「低額」・「高額」の判定は、平成28年12月31日における特定取引契約資産額が1億円以下であるか1億円を超えるかにより行います。

(注2) 個人既存高額特定取引契約者に係る当該特定取引に係る契約については、平成29年12月31日が期限となります。

#### (任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示並びに記載事項の確認)

- 既存特定取引に係る契約を締結している者は、上記の新規届出書に記載すべき事項及び当該既存特定取引に関する一定の事項を記載した届出書（以下「任意届出書」といいます。）を、当該既存特定取引に係る報告金融機関等の営業所等の長に提出することができることとされています。ただし、既に任意届出書を提出している場合には、再度提出することはできません（実特法 10 の 5 ③前段、実特規 16 の 4 ①）。
- 任意届出書の提出をする者は、当該任意届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に特定対象者の居住地国確認書類（Q21を参照）を提示しなければならないものとされています（実特法 10 の 5 ③後段、実特規 16 の 4 ②）。
- 報告金融機関等の営業所等の長は、任意届出書の提出を受けたときは、当該任意届出書に記載されている事項が提示を受けた居住地国確認書類の内容と合致していることを確認しなければならないものとされています（実特法 10 の 5 ③後段、実特規 16 の 4 ③）。
- 任意届出書を提出する者が法人番号を有する内国法人である特定法人で、その実質的支配者の居住地国が外国である場合には、任意届出書を提出する際、新規届出書を提出する者の場合と同様、報告金融機関等の営業所等の長に法人番号確認書類を提示しなければならないこととされ、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該任意届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を提示された法人番号確認書類により確認しなければならないこととされています（実特令 6 の 4 ①一、実特規 16 の 4 ④）。

#### (異動届出書の提出及び記載事項の確認)

- 新規届出書又は任意届出書を提出した者は、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、それぞれ次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項のほか一定の事項を記載した届出書（以下「異動届出書」といいます。）を、その該当することとなった日（注1）から3月を経過する日（注2）までに、当該新規届出書又は任意届出書を提出した報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならないこととされています。なお、当該異動届出書の提出をした後、再びそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなった場合についても、同様です（実特法 10 の 5 ④、実特令 6 の 4 ②、実特規 16 の 5 ①）。
- イ 特定対象者の居住地国に変更があった場合 変更後の居住地国
- ロ 居住地国を有しない特定対象者が居住地国を有することとなった場合 その有することとなった居住地国

ハ 居住地国を有する特定対象者が居住地国を有しなくなった場合 居住地国を有しないこととなった旨

(注1) それぞれ上記イ～ハに定める事項が、その者に係る実質的支配者に係るものである場合には、その該当することとなったことを知った日が起算日となります。

(注2) 異動届出書を提出する者が法人又は特定組合員である場合には、上記イ～ハに掲げる場合に該当することとなった日の属する年の12月31日又はその該当することとなった日から3月を経過する日のいずれか遅い日が期限となります。

○ 報告金融機関等の営業所等の長は、新規届出書、任意届出書又は異動届出書(以下「新規届出書等」といいます。)を提出した者から異動届出書の提出を受けたときは、上記の新規届出書の記載事項の確認と同様に、当該異動届出書に記載されている事項が当該異動届出書と併せて提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認しなければならないこととされています(実特法10の5⑤、実特規16の5②)。

○ 異動届出書の提出をする者が法人番号を有する内国法人である特定法人で、その実質的支配者の居住地国に変更があった場合又は居住地国を有しない当該実質的支配者が居住地国を有することとなった場合(変更後の居住地国又は有することとなった居住地国が外国である場合に限り、)に該当することにより、異動届出書を提出するとき(注3)は、その提出の際、新規届出書を提出する者の場合と同様に、報告金融機関等の営業所等の長に法人番号確認書類を提示しなければならないものとされ、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該異動届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を提示された法人番号確認書類により確認しなければならないこととされています(実特令6の4①二、実特規16の4④)。

(注3) 報告金融機関等が当該提出をする者の法人番号の確認を既に行っている場合には、法人番号確認書類の提示及び法人番号確認書類による確認は不要です。

#### (既存特定取引に関する再特定手続)

○ 報告金融機関等は、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が上記の既存特定取引に関する特定手続により特定した国又は地域と異なることを示す情報を取得した場合など一定の場合には、任意届出書の提出を受けた場合を除き、所定の期限までに、特定対象者につき再特定手続を実施し、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならないこととされています(実特法10の5⑥前段)。なお、上記の特定をした後、再び上記の一定の場合に該当することとなった場合についても、同様に、再特定手続を実施することとされています(実特法10の5⑥後段)。

### (報告事項の提供)

- 報告金融機関等は、その年の12月31日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（上場法人その他の報告対象外となる者を除きます。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、特定居住地位国、外国の納税者番号（注）及び当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の事項（以下「報告事項」といいます。）を、その年の翌年4月30日までに、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（実特法10の6①、実特令6の12①、実特規16の12①）。

（注） わが国のマイナンバー（個人番号）は報告事項とはされていません。

### (記録の作成及び保存)

- 報告金融機関等は、新規届出書等の提出を受けた場合又は特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行った場合には、特定対象者の特定居住地位国に関する事項その他の事項に関する記録を文書等により作成し、保存しなければならないこととされています（実特法10の7、実特規16の13）。

### (税務職員の質問検査権)

- 税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者（報告金融機関等）に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含みます。）の提示若しくは提出を求めることができることとされています（実特法10の8①）。

### (罰則)

- 新規届出書の提出義務及び報告事項の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則が規定されています（実特法13④）。

## 2 居住地国等の特定手続

### (1) 新規特定取引を行う者による新規届出書の提出手続

Q 6 特定対象者の居住地国が報告対象国以外（例：日本）である場合、新規届出書を提出する必要がありますか。

(答)

- 特定対象者の居住地国が報告対象国であるか否かを問わず、該当する全ての記載事項（氏名、住所、居住地国、外国の納税者番号など）を記載した新規届出書を提出する必要があります（実特法 10 の 5 ①前段、実特規 16 の 2 ①）。

Q 7 国・地方公共団体が新規特定取引を行う場合、新規届出書を提出する必要がありますか。

(答)

- 新規届出書は、新規特定取引を行う者が誰であるかに関係なく、提出することが求められます（実特法 10 の 5 ①前段）。したがって、国・地方公共団体が新規特定取引を行う場合であっても、新規届出書を提出する必要があります。

Q 8 国・地方公共団体が差押債権の取立てを行う場合、新規届出書を提出する必要がありますか。

(答)

- 国・地方公共団体が、滞納税や滞納年金等の徴収に当たり、預金債権や保険受取請求権等を差し押さえてこれを取り立てる行為は、国税徴収法や厚生年金法等の規定に基づき執行を実現するものであって、「預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結」、「保険契約（共済に係る契約）の締結」、「保険契約又は共済に係る契約に基づく年金、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の受取」その他の特定取引のいずれにも該当しないことから、新規届出書を提出する必要はありません（実特法 10 の 5 ①前段、⑦三、実特令 6 の 7）。
- なお、債権回収会社等が、特定金銭債権等の回収に当たり、預金債権や保険受取請求権等を差し押さえてこれを取り立てる行為についても、民事執行法の規定に基づき執行を実現するものであって、特定取引のいずれにも該当しないことから、新規届出書を提出する必要はありません。



Q 9 報告金融機関等は、新規届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。

(答)

- 報告金融機関等の営業所等の長は、新規特定取引を行う者から特定取引を行う際に提出又は提示を受けた（新規届出書以外の）他の書類の範囲内で、当該新規届出書に記載された事項（氏名、住所、居住地国、外国の納税者番号など）の確認を行う必要があります（実特法 10 の 5 ①後段、実特規 16 の 2 ③）。
- 当該他の書類としては、例えば、犯罪収益移転防止法の規定により取引時確認の際に提示又は提出する本人確認書類（運転免許証や旅券（パスポート）等）があります。
- なお、OECD ポータルサイトにおいて、[各国の納税者番号制度](#)や[各国の税制上の居住者の制度](#)などに関する情報が掲載されており、また、国税庁ホームページの「[CRS コーナー](#)」においても、当該 OECD ポータルサイトの情報を基に作成した「[各国の納税者番号制度に関する情報一覧表](#)」を掲載しています。外国の納税者番号については、上記の新規届出書以外に提出又は提示を受けた他の書類による確認と併せて、可能な範囲で、これらの情報に基づく確認をお願いします。

Q 10 新規特定取引を行う者による新規届出書の提出の免除に関する特例は、同一の報告金融機関等の異なる営業所等に新規届出書等を提出していた場合にも適用されますか。

(答)

- 同一の報告金融機関等の異なる営業所等に新規届出書等を提出していた場合にも、新規特定取引を行う者による新規届出書の提出の免除に関する特例の要件を充足する限り、当該特例の適用があります（実特令 6 の 2 ②・③）。
- なお、報告金融機関等との間でその営業所等を通じて新規特定取引を行う者のうち、当該新規特定取引を行う日において当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った既存特定取引に係る契約を締結しているものは、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、新規届出書の提出を要しないこととされています。そして、当該新規特定取引については、平成 28 年 12 月 31 日に行われた特定取引とみなすとともに、当該既存特定取引に係る住所等所在地国と認められる国又は地域が特定された日にお

いて当該住所等所在地国と認められる国又は地域と同一の国又は地域が特定されたものとみなして、本制度を適用することとされています（実特令6の2②、実特規16の2⑥）。

イ 犯罪収益移転防止法第4条第3項の規定により、新規特定取引を行う際、同条第1項又は第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定による確認が行われないこと。

ロ 上記イに掲げるもののほか、新規特定取引を行う際、その他の法令の規定により既存特定取引を行った者に関する氏名、住所、居住地国の名称等を更新する手続が行われないこと。

- また、新規届出書等を提出した者がこれらの届出書（以下「提出済届出書」といいます。）を提出した後に当該提出済届出書に係る特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う場合においても、上記イ及びロに掲げる要件のいずれにも該当するときは、新規届出書の提出を要しないこととされ、当該特定取引を行う者は、当該特定取引を行う際、当該提出済届出書のうち直近に提出されたものに居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなすこととされています（実特令6の2③）。

## (2) 報告金融機関等による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続

### 【個人既存特定取引】

Q11 個人既存低額/高額特定取引契約者につき、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す住所等所在地国情報のみがあった場合、当該報告対象国以外の国又は地域を特定する必要がありますか。

(答)

- 報告金融機関等は、所定の特定手続を実施した結果、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す住所等所在地国情報のみがあった場合でも、当該住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります（実特法10の5②本文、実特令6の3①～⑨）。

Q12 個人既存低額/高額特定取引契約者につき、複数の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す住所等所在地国情報があった場合、当該複数の国又は地域を全て特定する必要がありますか。

(答)

- 報告金融機関等は、所定の特定手続を実施した結果、複数の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す住所等所在地国情報があった場合、当該複数の住所等所在地国と認められる国又は地域を全て特定する必要があります（実特法 10 の 5 ②本文、実特令 6 の 3 ①～⑨）。

Q13 個人既存低額/高額特定取引契約者につき、特定取引データベース検索等を行った結果、その者に係るいずれの住所等所在地国情報もなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合、更に何らかの手続を行う必要がありますか。

(答)

- 特定取引データベース検索等を行った結果、その者に係るいずれの住所等所在地国情報もなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合には、それ以上の特定手続を行う必要はありません（実特法 10 の 5 ②本文、実特令 6 の 3 ①～⑨）。
- しかしながら、その者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を示す住所等所在地国情報を新たに取得した際には、改めて当該情報に基づいてその者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります（実特法 10 の 5 ⑥前段、実特令 6 の 5 ①二、五、④・⑦）。
- また、その者から任意届出書が提出された場合には、当該任意届出書の記載に基づいて居住地国を特定する必要があります（実特法第 10 条の 5 ③、実特規 16 の 4 ①～③）。

Q14 個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する場合、特定業務担当者からの聴取を行うこととされています。この特定業務担当者について教えてください。

(答)

- 「特定業務担当者」とは、報告金融機関等の役員、職員その他の従業者のうち、当該報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の需要に応じて、その者に対して継続的に特定取引に関する助言又は金融商品若しくは金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、若しくは勧誘する行為に関する業務を担当する者をいいます（実特令6の3⑦、実特規16の3④）。
- したがって、例えば、職員がその者に対して継続的に金融サービスに関し勧誘する行為を担当していれば、特定業務担当者に該当します。

Q15 個人既存低額特定取引契約者について、個人既存高額特定取引契約者に係る特定手続を適用した場合、特定期限も変更されるのでしょうか。

(答)

- 報告金融機関等は、個人既存低額特定取引契約者につき住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する場合には、個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続（特定取引データベースの検索又は居住地住所テストによる特定手続）に代えて、個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続（特定取引データベースの検索、特定取引契約関係書類の確認及び特定業務担当者からの聴取による特定手続）を適用することができることとされています（実特法10の5②本文、実特令6の3⑱）。
- これは、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続の変更を認める特例であり、特定期限を変更するものではありません。したがって、特定期限は、個人既存低額特定取引契約者に係るもの、すなわち平成30年12月31日までということになります（実特法10の5②本文）。

Q16 居住地住所テストは、証拠書類の取得年月日をシステムや帳簿上で管理していない限り、採用することはできないのでしょうか。

(答)

○ 報告金融機関等において、証拠書類（注1）の取得年月日をシステムや帳簿上で管理していない場合には、以下の規定を遵守することができないため、居住地住所テスト（注2）は利用できません。なお、居住地住所テストを利用しない場合には、データベース検索等を行う必要があります（実特令6の3①～⑤）。

イ 居住地住所テストにより個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定制をした当該報告金融機関等は、当該報告金融機関等の保存する当該特定に係る証拠書類のうち一定のものにつき一定の期間が経過した場合、任意届出書の提出を受けた場合を除き、その経過の日の属する年の12月31日又はその経過の日から3月を経過する日のいずれか遅い日までに、当該個人既存低額特定取引契約者に対し、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示をするよう求める必要があります（実特令6の5①三、③前段、一、実特規16の6②・③）。

ロ 当該任意届出書の提出及び当該居住地国確認書類の提示がなかったときは、当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、特定取引データベースによる特定手続に準じて当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります（実特令6の5③後段）。

(注1) 「証拠書類」とは、個人既存低額特定取引契約者の住所又は居所を証する書類として次に掲げる書類（直近のものに限り、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含まず。）をいいます（実特令6の3⑥、実特規16の3③）。

イ 犯罪収益移転防止法施行規則第7条第1号、第3号及び第4号（同条第1号に準ずるものに限ります。）に定める書類（その写しを含みます。）であって、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行った確認を記録した書類であって、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（同条第1号ハに掲げる書類（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証に限りません。以下「被保険者証等」

といいます。)及び同条第4号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行った確認を記録した書類にあっては、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から5年を経過していないものに限り、

ロ 上記イに掲げる書類がない場合には、個人既存低額特定取引契約者(平成15年1月6日前に特定取引を行った者に限り)から取得した書類(その写しを含みます)であって、記載されている住所若しくは居所が報告金融機関等において記録されている現在の住所若しくは居所と同一であるもの又は当該書類に基づき行った確認を記録した書類であって、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの(当該報告金融機関等が当該個人既存低額特定取引契約者に関し、その者の現在の住所又は居所が所在する国又は地域と異なる国又は地域に租税に関する法令の規定による報告を行っている場合を除きます。)

(注2) 「居住地住所テスト」とは、報告金融機関等が、その保存している記録に個人既存低額特定取引契約者の現在の住所又は居所の記録(個人既存低額特定取引契約者の証拠書類に基づくものに限り)がある場合に、特定取引データベースの検索による特定手続に代えて、当該現在の住所又は居所の所在する国又は地域のみを当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域として特定する手続をいいます(実特令6の3⑥)。

#### 【法人既存特定取引】

Q17 法人既存特定取引契約者につき、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す本店所在地国情報のみがあった場合、当該報告対象国以外の国又は地域を特定する必要がありますか。

(答)

○ Q11 の場合と同様に、報告金融機関等は、所定の特定手続を実施した結果、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す本店所在地国情報のみがあった場合でも、当該住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります(実特法10の5②本文、実特令6の3⑩～⑭)。

**Q18 法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録による確認を行った結果、その者に係る本店所在地国情報がなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合、更に何らかの процедуруを行う必要がありますか。**

(答)

- その保存している記録による確認を行った結果、その者に係る本店所在地国情報がなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合には、Q13と同様に、それ以上の特定 процедуруを行う必要はありません（実特法 10 の 5 ②本文、実特令 6 の 3 ⑩）。
- しかしながら、その者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を示す本店所在地国情報を新たに取得した際には、改めて当該情報に基づいてその者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります（実特法 10 の 5 ⑥前段、実特令 6 の 5 ①二、⑩）。
- また、法人既存特定取引契約者から任意届出書が提出された場合には、当該任意届出書の記載に基づいて居住地国を特定する必要があります（実特法 10 の 5 ③、実特令 6 の 4 ①一、実特規 16 の 4）。

**Q19 国・地方公共団体について、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定 procedure を実施する必要がありますか。**

(答)

- 報告金融機関等は、国・地方公共団体が法人既存特定取引契約者に該当する場合には、当該国・地方公共団体についても、所定の特定 procedure を実施し、その結果得られた住所等所在地国情報に基づき、住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります（実特法 10 の 5 ②本文、⑦四、実特令 6 の 3 ⑩～⑫、⑳七、6 の 8 ①三）。

**Q20 法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が2,500万円以下である場合に、任意にその者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定し、報告することはできますか。**

(答)

- 報告金融機関等は、平成28年12月31日における法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が2,500万円以下である場合には、平成29年以後の年の12月31日における当該特定取引契約資産額が2,500万円を超えることとなるまでの間は、当該法人既存特定取引契約者及びその実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しないこととされています（実特法10の5②本文、実特令6の3⑩）。
- このように住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない場合には、それを任意に特定し報告することは認められません。
- なお、平成29年以後の年の12月31日において当該特定取引に係る特定取引契約資産額が2,500万円を超えることとなった場合には、その翌年の12月31日までに、法人既存特定取引契約者に係る所定の特定手続を実施する必要があります（実特法10の5②本文、実特令6の3⑪三）。

#### 【任意届出書の提出手続】

**Q21 報告金融機関等は、任意届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。**

(答)

- 報告金融機関等の営業所等の長は、既存特定取引を行った者から任意届出書の提出を受けたときは、その際に提示を受けた居住地国確認書類（注）の範囲内で、当該任意届出書に記載されている事項を確認する必要があります（実特法10の5③後段、実特規16の4③）。

（注） 「居住地国確認書類」とは、次に掲げるもの（特定法人に係る実質的支配者を除きます。）の区分に応じそれぞれ次に定める書類（その者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り）をいいます（実特規16の4②）。

イ 個人 当該個人の次に掲げるいずれかの書類

（イ） 住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳



- の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。)、戸籍の附票の写し又は印鑑証明書(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたものに限ります。)
- (ロ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの(※)
- (※) 住民基本台帳カードがその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、当該住民基本台帳カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものも該当します(平成28年改正実特規附則②)。
- (ハ) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証
- (ニ) 国民年金手帳(国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳をいいます。)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいいます。)、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳
- (ホ) 道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものに限ります。))又は同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書(道路交通法施行規則別記様式第19の3の10の様式によるものに限ります。))
- (ヘ) 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料(所得税法第74条第2項に規定する社会保険料をいいます。))の領収証書(領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内のものに限ります。))
- (ト) 旅券(出入国管理及び難民認定法第2条第5号に規定する旅券をいいます。))で報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの
- (チ) 出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの
- (リ) 上記(イ)から(チ)までに掲げる書類のほか、官公署(日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関を含みます。ロからニまでにおいて同じです。))から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有

効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの) に限ります。)

ロ 法人 当該法人の次に掲げるいずれかの書類

(イ) 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類)若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に交付又は送付を受けたもの)に限ります。)

(ロ) 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料(所得税法第74条第2項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいいます。)の領収証書(領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内のもの)に限ります。)

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限ります。)

ハ 人格のない社団等 当該人格のない社団等の次に掲げるいずれかの書類

(イ) 当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約(名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるもの)に限ります。)の写しで、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるもの

(ロ) 上記ロ(ロ)に掲げる書類

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限ります。)

ニ 組合契約によって成立する組合 当該組合の次に掲げるいずれかの書類

(イ) 当該組合の組合契約書の写しで、その代表者その他これに準ずるものの当該組合のものである旨を証する事項の記載のあるもの

(ロ) 上記(イ)に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限ります。)

### 3 居住地国等の再特定手続

#### (1) 新規特定取引（既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を含みます。）に関する再特定手続

Q22 異動届出書は、いつまでに提出する必要がありますか。

(答)

○ 新規届出書等を提出した者は、次に掲げる場合に該当することとなった日（注1）から3月を経過する日（注2）までに、それぞれ次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる事項等を記載した異動届出書を提出する必要があります（実特法10の5④、実特規16の5①）。

イ 特定対象者の居住地国に変更があった場合 変更後の居住地国

ロ 居住地国を有しない特定対象者が居住地国を有することとなった場合 その有することとなった居住地国

ハ 居住地国を有する特定対象者が居住地国を有しなくなった場合 居住地国を有しないこととなった旨

（注1） それぞれ上記イ～ハに定める事項が、その者に係る実質的支配者に係るものである場合には、その該当することとなったことを知った日が起算日となります。

（注2） 異動届出書を提出する者が法人又は特定組合員である場合には、上記イ～ハに掲げる場合に該当することとなった日の属する年の12月31日又はその該当することとなった日から3月を経過する日のいずれか遅い日が期限となります。

Q23 報告金融機関等は、異動届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。

(答)

○ 新規届出書の記載事項の確認の場合（Q9を参照）と同様に、報告金融機関等の営業所等の長は、新規届出書等の提出を行った者から提出又は提示を受けた（異動届出書以外の）他の書類の範囲内で、当該異動届出書に記載された事項を確認する必要があります（実特法10の5⑤、実特規16の5②）。

Q24 相続により報告対象契約に係る契約者の変更が発生した場合、報告金融機関等及び相続人は何らかの手続を行う必要がありますか。

(答)

- 特定取引に係る契約につき契約者の変更により新たに契約を締結する相続人は、新規特定取引を行う者として新規届出書を提出する必要があります(実特令6の11前段)。
- この場合に、報告金融機関等は、当該特定取引に係る報告対象契約を締結していた被相続人につき、当該報告対象契約を終了したのものとして、当該報告対象契約の終了の事実その他の所定の報告事項を当該報告対象契約が終了した日の属する年の翌年4月30日までに、所轄税務署長に提供する必要があります(実特法10の6③、実特令6の11後段、6の12④、実特規16の12②)。

(2) 既存特定取引(既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を除きます)に関する再特定手続

Q25 報告金融機関等は、住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続をいつまでに行う必要がありますか。

(答)

- 報告金融機関等が住所等所在地国情報又は本店所在地国情報(以下「住所等所在地国情報等」といいます。)を新たに取得した場合(注)等における再特定期限は、以下のとおりです(実特法10の5⑥、実特令6の5⑮)。
  - イ 個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を新たに取得した場合情報の取得の日から3月を経過する日
  - ロ 個人既存低額特定取引契約者の平成29年以後の各年の12月31日における特定取引契約資産額が1億円を超えることとなった場合  
特定取引契約資産額が平成29年12月31日以後最初に1億円を超えることとなった日の属する年の翌年の12月31日
  - ハ イ及びロ以外の場合(個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報、法人既存特定取引契約者に係る本店所在地国情報を新たに取得した場合等)  
情報の取得の日の属する年の12月31日又はその取得の日から3月を経過する日のいずれか遅い日

(注) 以下の場合に限ります(実特法10の5⑥、実特令6の5①一、二、四、五)。Q26においても同じです。

- イ 特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかった場合において、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す住所等所在地国情報等を新たに取得した場合
- ロ 特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が既に特定した国又は地域と異なることを示す住所等所在地国情報等を取得した場合

Q26 住所等所在地国情報等に基づき、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を行いました。その後、特定期限までの間に住所等所在地国情報等を新たに取得した場合、住所等所在地国と認められる国又は地域を再度特定する必要がありますか。

(答)

- 報告金融機関等は、住所等所在地国情報等に基づき、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を行った後、特定期限（平成 29 年 12 月 31 日又は平成 30 年 12 月 31 日）までに住所等所在地国情報等を新たに取得した場合（Q25 を参照）、住所等所在地国と認められる国又は地域を再特定する必要があります（実特法 10 の 5 ⑥ 後段、実特令 6 の 5 ①～⑫）。

#### 4 居住地国等の特定手続及び再特定手続に共通するもの

Q27 外貨で表示されている特定取引契約資産額はどのような方法で邦貨に換算すればよいですか。

(答)

- 原則として、特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等が公表している対顧客直物電信買相場（TTB）又はこれに準ずる相場によることとなります。ただし、報告金融機関等が同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、それによることができます。
- したがって、特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等以外の金融機関が公表している対顧客直物電信買相場（TTB）又はこれに準ずる相場であっても、報告金融機関等がそれを継続して使用している場合には、それによることができます。
- なお、「これに準ずる相場」とは、対顧客直物電信買相場（TTB）と同様に顧客から外貨を買うときの邦貨建ての為替相場として公表される指標性のある為替相場を指します。

Q28 同一の者につき2以上の特定取引に係る特定取引契約資産額がある場合には合算することが必要とされていますが、平成28年12月31日における特定取引に係る特定取引契約資産額を合算すればよいですか。

(答)

- 2以上の特定取引に係る特定取引契約資産額の合算に係る規定（実特令6の3⑱）は、個人既存低額/高額特定取引契約者及び法人既存特定取引契約者につき閾値判定を行うために定められているものです。
- したがって、既存特定取引に係る契約を締結している者の閾値判定においては、平成28年12月31日における特定取引に係る特定取引契約資産額（注）を合算することになります。

（注） 新規特定取引を行う者による新規届出書の免除に関する特例（Q10を参照）により平成28年12月31日に行われた特定取引とみなされた新規特定取引に係る特定取引契約資産額を含みます。
- ただし、一定の場合には、平成29年以後も特定取引に係る特定取引契約資産額の合

算が必要となることがあります。例えば、法人既存特定取引契約者については、平成 29 年以後の年の 12 月 31 日における特定取引に係る特定取引契約資産額が 2,500 万円を超えると住所等所在地国と認められる国又は地域の特定が必要となるため、平成 29 年以後の 12 月 31 日も特定取引に係る特定取引契約資産額を合算することが必要となります。

- なお、報告金融機関等は、以下の特定手続又は再特定手続を適用する場合には、その保有する特定取引データベースを検索する方法及び特定業務担当者から聴取をする方法により、同一の者との間で締結されている特定取引に係る契約があるかどうかの確認をするとともに、同一の者との間で 2 以上の特定取引に係る契約を締結していることが確認されたときは、当該 2 以上の特定取引に係る特定取引契約資産額の合算をしなければならないこととされています（実特令 6 の 3 ⑱、6 の 5 ⑭）。
- イ 個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続（実特令 6 の 3 ①）
- ロ 個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続（実特令 6 の 3 ⑦）
- ハ 実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続（特例）（実特令 6 の 3 ⑭）
- ニ 法人既存特定取引契約者の本店所在地国等と認められる国又は地域の特定手続の免除に関する特例の特定手続（実特令 6 の 3 ⑯）
- ホ 一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例（実特令 6 の 3 ⑰）
- へ 個人既存低額特定取引契約者の特定取引契約に係る特定取引資産額が 1 億円を超えた場合における再特定手続（実特令 6 の 5 ⑬）

**Q29** 現在のシステムでの対応が困難な場合、同一の者につき 2 以上の特定取引に係る特定取引契約資産額がある場合の合算を行うためにシステム開発を行う必要はありますか。

(答)

- 電算化された情報システムにおいて互いに関連付けられていない場合には、当該情報システム間での特定取引契約資産額の合算を行う必要はありません。

**Q30 特定対象者の生年月日等を保有していない場合の報告金融機関等による情報取得努力義務につき、発行国の法令により納税者番号の提供が禁止されている場合は、生年月日のみを取得すればよいですか。**

(答)

- 特定対象者が納税者番号を取得しているものの、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告金融機関等に当該納税者番号を提供できない場合には、生年月日の取得についてのみ情報取得の措置を採ることで足りる。
  
- なお、報告金融機関等は、外国の国又は地域を特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域として特定をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日及び外国納税者番号等（注）がないときは、当該特定をした日から2年を経過する日までの間、少なくとも年1回、当該特定対象者に係る特定取引を行った者に対し、電話、返送を求める書面の送付その他の方法により、これらの情報を取得するための措置を採る必要があります（実特令6の3⑳、6の5㉔、実特規16の3㉘・㉙、16の6㉕）。

（注） 「外国納税者番号等」とは、①特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域として特定された外国の国又は地域において当該特定対象者が有する納税者番号、②内国法人である特定法人で、その実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域が外国であるものが有する法人番号をいいます（実特規16の3㉘）。

**Q31 一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例は、個人・法人を問わず適用されますか。**

(答)

- 一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例（いわゆる休眠口座に関する特例）は、個人・法人を問わず適用されます。
  
- なお、報告金融機関等は、次に掲げる要件の全てを満たす特定取引（保険契約等に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限り、）の支払を除きます。以下この質問において同じです。）に係る契約については、平成29年1月1日以後に当該特定取引を行った者が当該報告金融機関等との間で一定の取引又は通信を行うまでの間は、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しないこととされています（実特令6の3㉗）。
- イ 平成29年1月1日前3年以内に当該特定取引を行った者との間で当該特定取引に



係る払出し、譲渡その他の取引がないこと。

ロ 平成 29 年 1 月 1 日前 6 年以内に当該特定取引を行った者との間で電話その他の方法による当該特定取引を行った者からの通信がないこと。

ハ 平成 28 年 12 月 31 日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が 10 万円以下であること。

- また、上記イからハまでに掲げる要件の全てを満たす特定取引に係る契約に該当するものが平成 29 年 1 月 1 日以後に上記イの取引又は上記ロの通信を行った場合には、その行った日から 2 年を経過する日（その行った日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が 1 億円を超える場合は、同日から 1 年を経過する日）までに、その者が個人既存低額/高額特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者であるかに応じて各々所定の特定手続を実施しなければならないこととされています（実特法 10 の 5 ② 本文、実特令 6 の 3 ④四）。

**Q32 一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例の適用がある場合、任意に住所等所在地国と認められる国又は地域を特定し、報告することはできますか。**

(答)

- いわゆる休眠口座に関する特例（Q31 を参照）により、報告金融機関等が特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定することを要しない場合には、それを任意に特定し報告することは認められません。

## 5 報告金融機関等の報告事項の提供

Q33 報告対象契約以外の契約について、任意に報告事項を提供することはできますか。

(答)

- 報告金融機関等が報告対象契約以外の契約に関して任意に報告事項を報告することは認められません。報告金融機関等は、特定取引を行った者が締結している契約のうち、報告対象契約についてのみ報告事項の提供を行う必要があります。

Q34 報告対象契約及び報告対象国について教えてください。

(答)

- 「報告対象契約」とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいい、報告金融機関等は、報告対象契約ごとに報告事項の提供を行う必要があります（実特法 10 の 6 ①・②、実特令 6 の 12③）。
  - イ 特定居住地国（注 1）が報告対象国である者（特定居住地国が報告対象国である組合契約によって成立する組合の特定組合員を含みます。）が締結している契約
  - ロ 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、その実質的支配者の特定居住地国が報告対象国であるものが締結している契約
  - ハ 報告金融機関等が任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をした場合（注 2）において、当該任意届出書の提出及び当該居住地国確認書類の提示がなかったときにおける個人既存低額/高額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約

（注 1） 新規届出書等に特定対象者の居住地国として記載された国若しくは地域又は特定手続により特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいいます。

（注 2） 報告金融機関等は、個人既存低額特定取引契約者について、特定取引データベース検索によりその私書箱等の情報のみを取得した場合（平成 30 年 12 月 31 日までにその住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされず、その私書箱等の情報のみを取得した場合を含みます。）で、保存している特定取引契約関係書類を確認してもその現住所等の情報がない場合には、当該個人既存低額特定取引契約者に対し、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示をしよう求める必要があります（実特令 6 の 3⑤、6 の 5⑤）。また、報告金融機関等は、個人既存高額特定取引契約者について、特定取引データベース検索、特定取引契約関係書類の確認及び特定業務担当者からの聴取によりその私書箱等の情

報のみを取得した場合（平成 29 年 12 月 31 日までにその住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされず、その私書箱等の情報のみを取得した場合を含みます。）には、当該個人既存低額特定取引契約者に対し、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示をするよう求める必要があります（実特令 6 の 3 ⑨、6 の 5 ⑧）。

- 「報告対象国」とは、租税条約等の相手国等のうち、わが国が共通報告基準に従って非居住者に係る金融口座情報を提供する国又は地域であり、平成 29 年 12 月 31 日現在、83 か国・地域が該当します（実特法 10 の 6 ②一、実特規 16 の 12⑧）。具体的な国又は地域については、国税庁ホームページの[「CRS に基づく自動的情報交換の「報告対象国」一覧表」](#)をご確認ください。

**Q35 特定手続を完了した旨や報告すべき取引がないことを報告する必要がありますか。**

(答)

- 特定手続を完了した旨や報告対象契約が存在しない旨を報告する必要はありません。

**Q36 報告対象契約に係る報告事項の提供を行った場合、当該報告対象契約が終了するまでは、毎年報告を行う必要がありますか。**

(答)

- 報告対象契約に係る特定対象者の報告事項の提供を行った場合には、当該報告対象契約が終了するまで、毎年報告事項の提供を行う必要があります。
- なお、報告金融機関等は、その年中に、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（上場法人その他の報告対象外となる者を除きます。）の締結していた報告対象契約が終了した場合には、その報告対象契約ごとに、報告対象契約の終了の事実その他の所定の報告事項を、当該報告対象契約が終了した日の属する年の翌年 4 月 30 日までに、所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（実特法 10 の 6 ③、実特令 6 の 12④、実特規 16 の 12②）。

Q37 報告事項とされている「その年の12月31日における報告対象契約に係る資産の価額」と「その年の報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額」について教えてください。

(答)

○ 報告金融機関等が報告すべき事項として、「その年の12月31日における報告対象契約に係る資産の価額」と「その年における報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額及びその種別」が規定されています（実特規16の12①一ト、チ）。

○ 「資産の価額」とは、例えば、預貯金の価額（口座残高）などが挙げられます。

○ また、「資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種別」は、次に掲げるものとされています（実特規16の12③）（注）。

イ 所得税法第23条第1項に規定する利子所得に係る収入金額

ロ 所得税法第24条第1項に規定する配当所得に係る収入金額

ハ 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利の譲渡による所得に係る収入金額

ニ 上記イからハマまでに掲げるもの以外の収入金額

（注） 支払調書の場合と同様に、その年中に確定した支払金額等が想定されています。個別の取引実態に応じて、所得税法等の規定に従って計算した収入金額を報告する必要があります。

○ 以下は、報告対象契約別の資産価額及び収入金額の一覧表です。

報告対象契約	資産価額	収入金額
預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結（実特令6の7一イ）	預金又は貯金の価額	利子の金額
定期積金等の預入れを内容とする契約の締結（同号ロ）	定期積金等の価額	給付補填金の金額
無尽に係る契約の締結（同号ハ）	掛金総額	掛金差益の金額

保険契約又は共済に係る契約の締結(同号ニ、ホ)	解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額	契約に基づき分配又は割戻しをする剰余金又は割戻金の金額
保険契約又は共済に係る契約に基づく年金、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の受取(同号へ)	解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額	年金、満期保険金等の金額
信託に係る契約の締結(同号ト)	信託財産の価額	信託財産に帰せられる収益の額
社債等の振替を行うための口座の開設を受けることを内容とする契約の締結(同号チ)	有価証券(振替口座簿に記載又は記録がされている社債等)の価額	○ 有価証券に係る利子、配当又は収益の分配の金額 ○ 有価証券の譲渡の対価(償還金等を含む)の額
金銭又は有価証券の預託をすることを内容とする契約の締結(同号リ)	【金銭】 預託された金銭の額	
	【有価証券】 預託された有価証券の価額	○ 有価証券に係る利子、配当又は収益の分配の金額 ○ 有価証券の譲渡の対価(償還金等を含む)の額
	【先物取引等に係る権利】 差金決済をしたならば支払われるべき対価の額	差金決済により成立した取引の対価の額
株式の取得等による法人との間の法律関係の成立(同条第2号)	【特定目的会社】 優先出資又は特定社債の価額	○ 特定目的会社から受ける利益の配当の金額又は特定社債の利子の金額 ○ 優先出資又は特定社債の譲渡の対価(償還金等を含む)の額

	<b>【投資法人】</b> 投資口又は投資法人債の価額	○ 投資法人から受ける利益の配当の金額又は投資法人債の利子の金額 ○ 投資口又は投資法人債の譲渡の対価（償還金等を含む）の額
	<b>【株式会社】</b> 株式又は社債の価額	○ 株式会社から受ける剰余金の配当の金額又は社債の利子の金額 ○ 株式又は社債の譲渡の対価（償還金等を含む）の額
	<b>【合名会社、合資会社、合同会社】</b> 合名会社等の社員の持分の価額	○ 合名会社等から受ける利益の配当の金額 ○ 社員の持分の譲渡の対価の額
民法組合契約等の締結（同条第3号）	<b>【任意組合契約】</b> <b>【投資事業有限責任組合契約】</b> <b>【有限責任事業組合契約】</b> 出資の価額	○ 契約に基づく利益の額 ○ 契約に基づく権利の譲渡の対価の額
	<b>【匿名組合契約】</b> 出資の金額	○ 契約に基づく利益の分配の金額 ○ 契約に基づく権利の譲渡の対価の額
受益者指定権等の行使等による信託の受益者と受託者との間の法律関係の成立（同条第4号）	信託受益権の価額	○ 信託の収益の分配の金額 ○ 信託受益権の譲渡の対価の額

**Q38** 個人既存低額特定取引契約者及び法人既存特定取引契約者について、特定期限は平成30年12月31日、初回の報告期限は平成31年4月30日とされています。平成29年12月31日までにその者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した場合、いつまでに報告を行う必要がありますか。

(答)

- 特定手続が完了して報告が可能な報告対象契約については、直近の報告期限までに報告する必要があります。
- したがって、個人既存低額特定取引契約者及び法人既存特定取引契約者に関し、平成29年12月31日までに特定手続が完了して報告が可能な報告対象契約については、平成30年5月1日(注)までに報告する必要があり、それ以外の契約については、平成30年12月31日までに特定手続を完了し、平成31年4月30日までに報告する必要があります。  
(注) 平成30年4月30日は振替休日ですので、報告期限は平成30年5月1日となります。

**Q39** 報告事項の提供方法について教えてください。

(答)

- 可能な限り、e-Tax を使用して送付する方法による報告事項の提供をお願いします。ただし、それが困難な場合は、電子記録媒体を提出する方法による提供も可能ですが、その場合には、CD-R、DVD-R のみが受付可能です。
- なお、報告事項の提供における留意事項等や e-Tax による提出に関する事前準備、手順等の詳しい情報については、国税庁ホームページの[「報告事項の提供方法等」](#)及び e-TAX ホームページの[「CRS 報告コーナー」](#)をご確認ください。

## 6 報告金融機関等による記録の作成及び保存

Q40 提出を受けた新規届出書等を保存することにより、記録の作成・保存とすることはできますか。

(答)

- 報告金融機関等による記録の作成及び保存の方法として、新規届出書等を記録に添付する方法を採用することができます。ただし、当該新規届出書等自体又は当該新規届出書等及びそれを添付する記録に、記録すべき事項の全てが記録されている必要があります（実特規 16 の 13①・②一、三、四）。
- なお、当該記録は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成することが必要とされています（実特規 16 の 13①）。

Q41 新規届出書等の提出を受けた後に異動届出書の提出を受けた場合、新規届出書等の提出を受けた際に作成し保存している記録を上書きしてもよいですか。

(答)

- 異動届出書の提出を受けた場合、新規届出書等の提出を受けた際に作成し保存している記録を上書きするのではなく、別途記録を作成し保存する必要があります。
- すなわち、記録の作成・保存は、新規届出書等の提出を受けた場合又は特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定手続若しくは再特定手続を行った場合ごとに行う必要があります。



## 7 罰則

Q42 新規届出書等を提出しなかった場合の罰則について教えてください。

(答)

- 新規届出書を特定取引の際に報告金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは新規届出書等に偽りの記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出した者又は電磁的方法により偽りの事項を提供した者（居住地国が外国である者に限ります。）は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとされています(実特法13④)。

## 8 その他（用語の意味等）

Q43 居住地国の判定について教えてください。

（答）

- 新規届出書等を提出する者が、外国の法令に基づいて当該外国に住所を有するなど一定の基準により日本の所得税又は法人税に相当する税を課される個人（租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者でないものとみなされる日本の所得税法上の居住者を除きます。（注1））又は法人（組合契約によって成立する組合を含みます。）に該当する場合には、その居住地国は当該外国となります（実特法10の5⑦八イ）（注2）。

（注1） この場合の居住地国は、日本となります。

（注2） 外国の法令に基づいて当該外国の税制上の居住者に該当するかを問うものであり、日本の所得税法上の非居住者又は外国法人に該当するかを問うものではありません。なお、OECD ポータルサイトにおいて、[各国の税制上の居住者の制度](#)に関する情報が掲載されています。

- また、新規届出書等を提出する者が、日本の所得税法上の居住者又は内国法人に該当する場合には、その居住地国は日本となります（実特法10の5⑦八ロ）。

Q44 納税者番号について教えてください。

（答）

- 税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます（実特規1の2①二）。
- 本制度においては、外国の納税者番号（注）が、新規届出書等の記載事項及び報告金融機関等から所轄税務署長への報告事項とされています（実特規16の2①二、16の12①一ロ）。

（注） わが国のマイナンバー（個人番号）は該当しません。

- なお、新規届出書又は任意届出書の提出を行う方が、当該新規届出書又は任意届出書を提出するに当たり、その居住地国（外国に限ります。）において有する納税者番号が不明な場合、OECD ポータルサイトに掲載されている[各国の納税者番号制度](#)に関する情報及び国税庁ホームページの「[CRS コーナー](#)」に掲載している「[各国の納税者番号制度に関する情報一覧表](#)」（当該OECDポータルサイトの情報を基に作成したもの）の情報により、各国の納税者番号制度を確認することができます。

- 上記の OECD ポータルサイト等を閲覧しても納税者番号が不明である場合、当該居住地国の税務当局等へ直接照会をしていただくことが考えられます。

**Q45 特定法人の範囲について教えてください。**

(答)

- 上場法人、上場法人を支配する又は上場法人に支配される関係にある法人、国・地方公共団体その他の公共法人、報告金融機関等である法人（一定のものを除きます。）、直前事業年度の投資関連所得に係る収入金額及び投資関連所得の基因となる当該直前事業年度終了時の資産の額が総収入金額又は総資産の額の 50%に満たない法人などの一定の法人以外の法人をいいます（実特法 10 の 5 ⑦四、実特令 6 の 8）（注 1）。

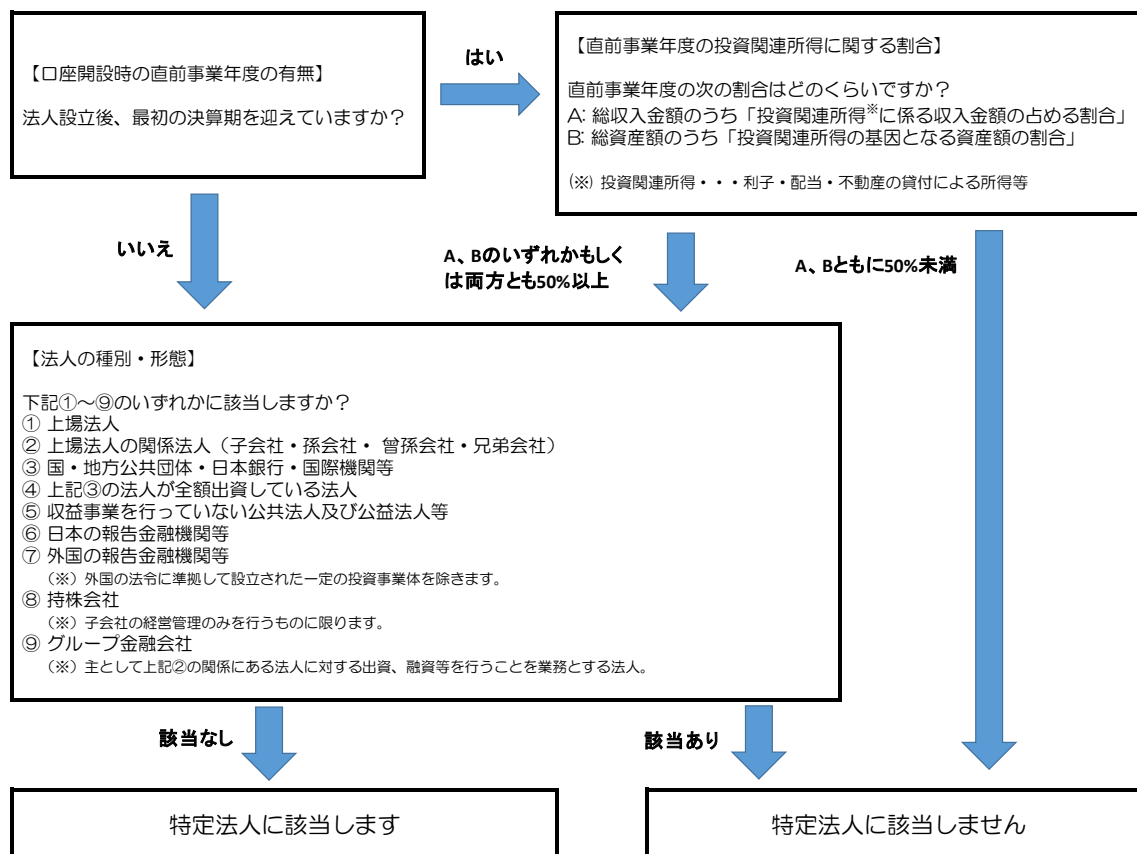
（注 1） 人格なき社団や特定組合員である個人は、法人に該当しないため、特定法人に含まれません。

- なお、法人が新規届出書若しくは任意届出書を提出する場合又は報告金融機関等が法人既存特定取引契約者（注 2）に係る住所等所在地国と認められる国若しくは地域を特定した場合であって、当該法人又は当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当するときは、当該法人又は当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者についても、居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定をするための手続が必要となります（実特法 10 の 5 ①～③、実特令 6 の 3 ⑩～⑭、実特規 16 の 2 ①五、16 の 3 ⑤～⑦）。

（注 2） 当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った際に、犯罪収益移転防止法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者につき、当該報告金融機関等が同条第 1 項第 4 号に掲げる事項（本人特定事項）の確認を行っていた場合等の一定の場合における法人既存特定取引契約者に限ります。

(参考)

○ 特定法人の判定 (フローチャート)



Q46 実質的支配者とはどのような者かを教えてください。

(答)

- 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものをいい、具体的には、犯罪収益移転防止法第4条第1項若しくは第2項又は犯罪収益移転防止法施行規則第20条第3項（同条第1項第18号に係る部分に限ります。）の規定により、同規則第11条第2項各号に定める者（注）として確認された者とされています（実特法10の5⑦五、実特規16の10）。

(注) 犯罪収益移転防止法施行規則第11条第4項の規定により、同条第2項の規定の適用上、自然人とみなされる国等及びその子会社は、含まれません。

- 上記の犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項各号に定める者は、議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人とされ、全ての法人に実質的支配者が

存在することが想定されています。

**Q47 新規届出書等を電磁的方法により提出することはできますか。**

(答)

- 新規届出書等の提出に代えて、当該新規届出書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが認められています（実特法 10 の 5 ⑧）。

**Q48 国税庁においてリーフレット等を作成していますか。**

(答)

- 国税庁ホームページにおいて、リーフレットや各種情報の掲載を行っています。

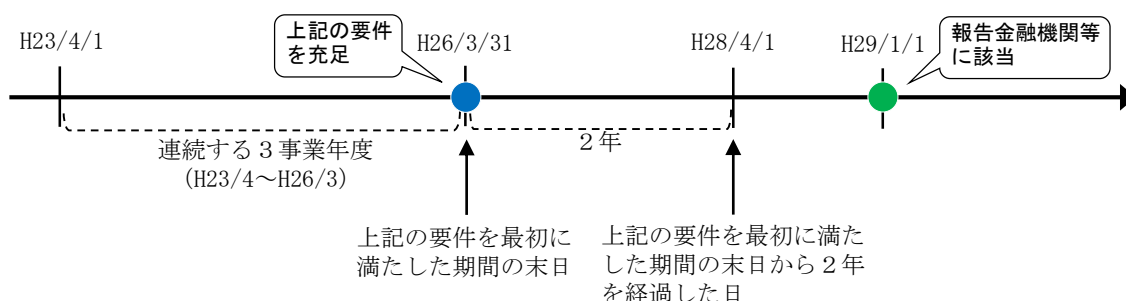
**Q49 金融商品取引業者はいつから報告金融機関等に該当することとなりますか。**

(答)

- まず、金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者が報告金融機関等に該当するには、平成 23 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度のうち連続する 3 事業年度（その者が個人である場合、平成 24 年分以後の年分のうち連続する 3 年間）において、次に掲げる要件のいずれかを満たす必要があります（実特令 6 の 6 ①括弧書き、三、実特規 16 の 7 ①一）。
  - イ その者の収入金額の合計額のうち特定取引（令第 6 条の 7 第 1 号トからリまでに掲げるものに限り、）に係る契約に基づき管理する金銭又は有価証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項に規定する有価証券又は同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利をいいます。Q50 において同じです。）につき当該特定取引を行った者に提供した役務の対価の合計額の占める割合が 20%以上であること。
  - ロ その者の収入金額の合計額のうち金融商品取引法第 2 条第 8 項各号に掲げる行為及び商品先物取引法第 2 条第 22 項各号に掲げる行為に係る収入金額の合計額の占める割合が 50%以上であること。
- そして、上記の要件を最初に満たした期間の末日から 2 年を経過した日の属する年の 12 月 31 日後、報告金融機関等に該当することになります（実特令 6 の 6 ②、実特規 16 の 7 ②）。

(参考)

- 以下は、平成 22 年に設立され、4 月から 3 月までを事業年度とする金融商品取引業者（法人）の場合を例示したものです。



**Q50 特定目的会社はいつから報告金融機関等に該当することとなりますか。**

(答)

- まず、資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社が報告金融機関等に該当するには、平成 23 年 1 月 1 日以後に開始する当該特定目的会社等に係る事業年度又は計算期間のうち連続する 3 事業年度又は 3 計算期間において、当該特定目的会社等の収入金額の合計額のうち有価証券又はデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引をいいます。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額の占める割合が 50%以上であるという要件を満たす必要があります（実特令 6 の 6 ①括弧書き、四イ、実特規 16 の 7 ①二）。
- そして、上記の要件を最初に満たした期間の末日から 2 年を経過した日の属する年の 12 月 31 日後、報告金融機関等に該当することになります（実特令 6 の 6 ②、実特規 16 の 7 ②）（注）。

（注） 報告金融機関等に該当する時期のイメージについては、Q49 をご参照ください。